

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年八月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>路線名</p>	<p>さいたまふじみ野所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市鶴ヶ舞二丁目四五番三地从り 同市鶴ヶ舞二丁目五〇番三地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和元年八月六日</p>
<p>備考</p>	<p>交通安全対策事業による。 平成二十一年三月三十一日付 け川越県土整備事務所長告示第 二十二号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長九七・五〇メートル。</p>